

わたしの街の生活保護
「保護のしおり」チェックポイント

	評価項目	横須賀市				平塚市				鎌倉市				藤沢市				茅ヶ崎市				逗子市				
		◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	
1	形式面	相談すべき場所・電話番号が書かれているか。			1	1					1						1						1			
2		イラストや図表を利用するなど、見やすいレイアウトの工夫がされているか。(見にくい場合は×)			1	1					1				1					1					1	
3		漢字にルビが振ってあるか(○か△で評価)。		1			1					1					1						1			
4		(HPの場合) トップページから探しやすいか。																								
5	制度の法的位置づけ	憲法25条の生存権保障に基づく制度であることが説明されているか。(冒頭に明確に記載されていれば◎)			1				1					1					1					1		
6		単なる「最低生活」ではなく「健康で文化的な生活」を保障するものであることが説明されているか。		1				1					1						1					1		
7		「自立の助長」の意味が正しく説明されているか。(「一日も早く自立してもらう」など経済的自立のことがのみ説明していれば×)				1				1					1					1						1
8	全般	説明の順序や分量が権利、義務バランス良く説明されているか。(義務の説明のみに偏っていないか。)			1			1			1			1					1					1		
9		NHK受信料、年金保険料等免除される制度について説明されているか。			1			1			1			1					1					1		
10		ケースワーカーの役割や守秘義務があることが記載されているか。(気軽に相談するよう呼びかけがあれば◎)			1			1			1			1					1					1		
11		保護開始・変更の申請権があることが説明されているか。		1				1			1			1					1					1		
12		本人だけでなく扶養義務者、同居の親族にも申請権があることが記載されているか。(緊急性がある場合は職権で保護開始される場合も記載されていれば◎)		1				1			1			1					1					1		
13	権利	申請から原則14日以内に決定されなければならないことが記載されているか。			1			1			1			1					1					1		
14		決定に不服がある場合に審査請求(不服申立)できることが記載されているか。			1			1			1			1					1					1		
15		これらの手順の流れが、フローチャートで分かりやすく説明されているか。			1			1			1			1					1					1		
16		収入申告の義務があることだけでなく、申告すれば基礎控除・経費控除等があることも説明されているか。			1			1			1			1					1					1		
17	各種控除・免除の権利	特に高校生のアルバイト料について申告すれば未成年者控除のほか、クラブ活動費、修学旅行費、学習塾費、大学受験料・入学金等に使うことができることが説明されているか。			1			1					1						1					1		
18		保護費の返還を要する場合も、世帯の自立の観点等から返還免除される場合があることが説明されているか。			1			1					1						1					1		
19		収入申告	収入申告が必要な場合について、具体的に説明されているか。(就労収入だけでなく、子どものアルバイト料、借入れ、恵与金等も収入となることが明記されていれば◎)			1			1					1					1					1		
20	義務	不正受給	収入申告漏れは不正受給と扱われることが記載されているか。(不正受給と言えるためには「不正の意図」が必要であることが記載されていれば◎)			1			1				1						1					1		
21		指導指示	福祉事務所の指導・指示に従う義務があることが記載されているか。(保護の目的達成に必要な範囲でしか指導できないことが記載されていれば◎、誤った記載があれば×)			1			1				1						1					1		
22		全般	資産が一切認められず、すべて処分しなければならないような記載がないか。(誤解を招く記載があれば×、なければ◎)			1			1					1					1						1	

わたしの街の生活保護
「保護のしおり」チェックポイント

	評価項目				横須賀市				平塚市				鎌倉市				藤沢市				茅ヶ崎市				逗子市						
					◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×			
23	要件・ 他法他施 策	不動産	居住用不動産は原則保有が認められることが記載されているか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×
24		生命保険	返戻金・保険料が少額であれば生命保険の保有が認められる場合があることが記載されているか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×
25		学資保険	保護開始時の返戻金が50万円以下であれば認められる場合があることが記載されているか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×
26		自動車	原則保有が認められていないことの記載だけでなく、障害者の通院通所や半年以内に就労自立の可能性がある場合等には保有が認められる場合もあることが記載されているか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×
27		原付等	125CC以下の原付等は原則保有が認められることが記載されているか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×
28		稼働能力	稼働能力の活用が求められることだけでなく、就労支援や職業訓練等が受けられることが記載されているか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×
29	扶養義務	「保護に優先する」という法律用語だけでなく、現に扶養（仕送り）があれば、その分保護費が減らされるという意味まで説明されているか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	
30		生活保護の利用の条件として、本人自身が親族に扶養を求めると誤解があると誤解させる記載がないか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	
31		必ず扶養照会をする誤解させる記載となっていないか。（DV等扶養の期待可能性がない場合には扶養照会しないことが記載されていれば◎）	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	
32	他法他施策	各種年金、手当、障害者手帳などの手続きが求められることが記載されているか。（それにより加算がたり、収入認定除外されるなど有利になる場合もあることまで記載されていれば◎）	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	
33	保護の種 類と内容	生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8つの扶助が受けられることの説明があるか（わかりやすい説明があれば◎）	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	
34		全体像	保護の基準額、加算等の具体例が説明されているか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×				
35		最低生活費と収入の差額が支給されることが説明されているか。（図で分かりやすく説明されていれば◎）	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×					
		保護費が具体的にどのように支給されるか説明されているか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×					
36	医療券	医療を受ける際の方法（医療券の交付等）についての説明があるか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×					
37	通院移送費	通院移送費の支給の説明があるか。（電車・バスだけでなく、場合によってタクシー代等の支給が認められることなど具体的な説明があれば◎）	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×					
38	治療材料	治療材料（眼鏡やコルセット等）が作れることが説明されているか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×					
39	介護扶助	介護の必要性が生じた場合の説明があるか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×					
40	一時扶助	転居費用等その他の一時扶助の支給があることの説明があるか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×					
41	その他	渡航費が収入認定されるが、親族の冠婚葬祭、修学旅行、国際大会への参加の場合は例外であることが説明されているか。	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×					
				0	5	28	8	1	15	20	5	1	16	17	7	5	11	16	9	0	14	20	7	2	10	24	5				

◎	記載があり、分かりやすい
○	記載がある
△	記載がない
×	誤った記載または誤解を招く記載がある

わたしの街の生活保護
「保護のしおり」チェックポイント

	評価項目	三浦市				秦野市				伊勢原市				海老名市				座間市				綾瀬市			
		◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×
1	形式面	相談すべき場所・電話番号が書かれているか。		1	表紙に担当課と電話番号は書かれているが、住所等の記載はない。	1	表紙に目立つように記載あり	1	電話番号や住所の記載がない。	1	末尾に電話番号と住所の記載あり。	1	表紙に記載あり	1	表紙に記載あり										
2		イラストや図表を利用するなど、見やすいレイアウトの工夫がされているか。(見にくい場合は×)		1	単調なワープロ打ちで、読もうという気にならないのでは。	1	ほとんど字だが、見やすくしようという努力は見える。しかし、全部で4ページなので全体として説明不足。とりわけ制度のしくみに関する説明がほとんどない。	1	イラストはないが、レイアウトや字体などは読みやすい。「しおり」と「不正受給にならないために」の2種類がある。	1	努力はうかがえるが、明朝体でルビが揃ってあるので、とても見にくい。	1	相談時説明用と開始後のものに分けられ、前者に問題記載が多い。	1	ほとんど字だが、見やすくしようという努力は見える。										
3		漢字にルビが振ってあるか(○か△で評価)。		1	ルビはない	1	ルビがある	1	ルビはない。	1	ルビがある。	1	ルビがある。	1											
4		(HPの場合) トップページから探しやすいか。																							
5	制度の法的位置づけ	憲法25条の生存権保障に基づく制度であることが説明されているか。(冒頭に明確に記載されていれば◎)		1	冒頭に明確に書かれている	1		1		1		1	開始後のしおりには記載があり	1											
6		単なる「最低生活」ではなく「健康で文化的な生活」を保障するものであることが説明されているか。		1	冒頭に明確に書かれている。	1	「最低限度の生活」とのみ記載	1	1頁に記載がある。	1	表紙に記載はある。	1	「最低限度の生活」とのみ記載	1	「要件を満たす限りどなたでも受ける権利があります」と無差別平等原理に言及があるのは素晴らしい										
7		「自立の助長」の意味が正しく説明されているか。(「一日も早く自立してもらう」など経済的自立のことのみ説明しては×)		1	1頁の「生活保護制度について」の項には「…生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています」との記述があるが、それ以上の説明はない。また、6頁6項の「…目的を達成するため、福祉事務所では1日も早く生活保護から脱却して自立できるよう、生活困難に陥った原因を一緒に考えます」との記述は、経済的自立に偏っているうえ、「義務」の項に記載されていることも不適切。	1	表紙に「一日も早く自分の力で生活できるように援助する制度」と誤った記載	1	6頁に「1日も早く生活保護から自立できるように」との記載がある。	1	表紙に「一日も早く自分自身の力で生活が成り立つように」	1	表紙に「一日も早く自分達の手で生活できるように援助するのが生活保護の制度」と誤った記載	1											
8	全般	説明の順序や分量が権利、義務バランス良く説明されているか。(義務の説明のみに偏っていないか。)		1	義務の記載が多い	1	義務の記載が圧倒的に多い	1	量的バランスは比較的良好だが、権利として不利益変更禁止しか書かれていない。	1	表紙に記載あり。	1	権利の項目の冒頭に「国民の税金によって賄われていることから」と記載は意味不明で削除すべき												
9		NHK受信料、年金保険料等免除される制度について説明されているか。		1	6頁8項に記載されているが、記載箇所(「義務」の項)が不適切。	1		1	3頁に記載あり。	1	5項に記載あり。	1	9頁												
10		ケースワーカーの役割や守秘義務があることが記載されているか。(気軽に相談するよう呼びかけがあれば◎)		1	記載なし。	1	「できるかぎりの援助をしますので、気軽に相談してください」との記載あり	1	不正受給パンプの最後に「ケースワーカーに遠慮なくお尋ねください」とあるが、これで相談しようという気にはならないだろう。	1	9項に守秘義務があることや、「遠慮なく相談してください」との記載あり。	1	相談先としてCWの記載はあるが、「福祉事務所による訪問を拒み、助け、もしくは回避することはできません」という記載は余分	1	「日頃の心配ごと等、どんなささいなことでも遠慮なく相談してください。」「相談ごとを他人に漏らすことを法律で禁止されていますので、安心して相談してください。」という記載はとても良い										
11	権利と義務	権利	保護開始・変更の申請権があることが説明されているか。		1	手続的権利に関する記載が一切ない	1	手続的権利に関する記載が一切ない	1	手続的権利については一切記載がない。	1	手続的権利については一切記載がない。	1	申請手続の説明はあるが権利である説明はない	1										
12			本人だけでなく扶養義務者、同居の親族にも申請権があることが記載されているか。(緊急性がある場合は職権で保護開始される場合も記載されていれば◎)		1		1		1		1		1	扶養義務者、同居の親族も申請できることが記載	1										
13			申請から原則14日以内に決定されなければならないことが記載されているか。		1		1		1		1		1	「原則として申請した日から遅くとも30日以内には」という原則30日以内と誤解させる記載	1										
14			決定に不服がある場合に審査請求(不服申立)できることが記載されているか。		1		1		1		1		1	開始後のしおり3頁に記載はあるが、相談者用には記載なし	1										
15			これらの手続の流れが、フローチャートで分かりやすく説明されているか。		1		1		1		1		1	フローチャートはないが、相談、申請、調査、決定という流れの説明があるのはよい。	1										
16			収入申告の義務があることだけでなく、申告すれば基礎控除・経費控除等があることも説明されているか。		1		1		1		1	2(3)に就労収入について経費控除、基礎控除、未成年者控除等の記載があるのは良いが、その他の収入については、経費以外は例外なく「全額収入認定します」とあるのは誤り。	1	基礎控除についてしか言及がないのは不十分だが、吹き出して「ちゃんと申告すれば控除されるお金もあるんだね!」と強調しているのはよい	1	経費控除、基礎控除、未成年者控除等が詳しく説明されている									
17	各種控除・免除の権利	特に高校生のアルバイト料について申告すれば未成年者控除のほか、クラブ活動費、修学旅行費、学習塾費、大学受験料・入学金等に使うことができることが説明されているか。		1	6頁6項に「高校生のアルバイト等では未成年者に対する控除等もあります」と記載されているが、説明が不十分	1	未成年者控除、修学旅行費等の控除が書かれているのは良い。ただし、「早期に自立するための費用」の早期には経済的自立に偏っており×。	1	高校生のバイト料についての記載はない。	1		1	権利の項目で、学習塾代、交通費、模試代、クラブ活動費、修学旅行費、大学受験料・入学料等非常に詳しく説明している点は大変良い	1	別項を立てて、私立高校授業料不十分、修学旅行費、クラブ活動費、学習塾代、進学に伴う費用等の収入認定除外について詳しく説明されている										
18		保護費の返還を要する場合も、世帯の自立の観点等から返還免除される場合があることが説明されているか。		1		1		1		1		1		1	63返還の具体的な場面の説明がされているのはよいが、自立更生費と認められれば返還免除があり得ることも説明してほしい										
19		収入申告		1	収入申告が必要な場合について、具体的に説明されているか。(就労収入だけでなく、子どものアルバイト料、借り入れ、恵と金等も収入となることが明記されては◎)	1	2頁	4~5頁に記載あり。	1	3に記載あり。	1	開始後しおり2頁	1	4頁											
20	義務	不正受給		1	収入申告漏れは不正受給と扱われることが記載されているか。(不正受給と言えるためには「不正の意図」が必要であることが記載されては◎)	1	3頁	不正受給しおりがあり。	1	3頁。「不正をしようとする意思がなくても申告漏れが度重なる場合は不正受給とみなされ」との記載は誤り	1	7頁													
21		指導指示		1	福祉事務所の指導・指示に従う義務があることが記載されているか。(保護の目的達成に必要な範囲でしか指導できないことが記載されては◎、誤った記載があれば×)	1	5頁4項の「いろいろの指導・指示」に従う義務があり、停止もあるとの記載は、どんな指導指示にも従う義務があるとの誤解を招く。	1	1頁に記載あり。	1	現に仕送りの申出があるのに断る場合等とはもかく、43で一般的に「扶養義務者からの仕送り等の援助を求める努力をしないとき」に指導指示をする旨の記載があるのは誤解を招く。	1	しおり1頁	6頁											

わたしの街の生活保護
「保護のしおり」チェックポイント

項目	評価項目	三浦市					秦野市					伊勢原市					海老名市					座間市					綾瀬市							
		◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価			
22	全般		1			資産要件全般（＝総論）に関する記述は、おおむね妥当である。				1	自動車以外の資産の取扱いに関する記載がほとんどない。				1	5頁で、保険、不動産、自動車などを列記し、「原則として、これらの資産はすべて生活費に充てていただくものです」との記載は誤解を招く。				1	1（1）で土地、家屋、保険、預貯金、自動車などを列記し、「生活費に充てるなど活用を図ってください」と記載。「必要性を事前に福祉事務所が認めた場合のみ」所有・保有可能な場合があるとの記載は明らかに誤り。				1	相談者用：保護を受ける前には下記の努力をしてくださいとして、資産処分や扶養義務者からの援助を記載				1	「事情により認められる場合があります」とだけの説明は不親切の援助を記載			
23	不動産		1			1頁に居住用不動産の原則保有容認の記載があるのは良い。				1					1	原則保有容認の記載がないので処分が必要との誤解を招く。				1					1	1						1	記載がないので処分が必要と誤解を招く	
24	生命保険		1			2頁に一定の要件を満たしている場合に保有が認められることが書かれているのは良い。				1					1	原則処分とのみ記載。				1					1	1					1	原則処分とのみ記載		
25	学資保険				1					1					1	同上									1					1		記載なし		
26	自動車		1			2頁に「障害者等で公共交通機関による通院通所等が著しく困難等」の場合に保有が認められ得ることが記載されているのは良い。				1	原則認められないことしか書いていない。				1	同上									1				1		1	原則認められないことしか書いていない。		
27	原付等				1	「自動車・オートバイ」を同列に扱った記述は誤解を招く。				1	記載なし（「自動車」に関する記載のみ）				1	バイクも自動車と同列に記載しているのは誤り。				1					1				1		1	原付機付自転車も原則処分と誤った記載		
28	稼働能力				1					1					1																1			
29	扶養義務				1	3頁「要は、生活に困った時に親族がお互いに助け合うことは自然なことであり」は有害無益な記載であり、「生活保護を受けることよりも親族同士の援助は優先するということ」という表現は、扶養が保護の要件であるとの誤解を招く。				1	扶養義務関連の記載自体がない				1	「保護に優先する」との記載はない。ただし、4頁の「収入の届出」の項には「仕送り収入」について記載されている。				1												1		
30	生活保護の利用の条件として、本人自身が親族に扶養を求めると誤解させる記載がないか。				1	3頁「母子家庭の場合、……母親が養育費を請求するよう努めなければなりません。」との記載は、DV等扶養の期待可能性がない場合についての配慮を欠く。				1					1	1頁「親族の方からの仕送りなど、支援や援助を得るように努力してください」との記載は誤解を招く。				1					1						1		1	「よく話し合い、できるだけ援助を受ける努力をしてください」との記載は誤解を招く
31	必ず扶養照会をしないと誤解させる記載となっていないか。（DV等扶養の期待可能性がない場合には扶養照会しないことが記載されていれば◎）				1	扶養照会についての記載はない。				1					1	扶養照会についての記載はない。															1			
32	他法他施策		1			2頁3項に記載あり。				1					1	1頁に記載あり。				1					1					1				
33	全体像		1			4頁に記載あり。				1					1	記載なし。				1					1						1		イラスト入りで分かりやすく説明されている。しかし、生業費として「高等学校等の就学に必要な費用」とだけ記載されているのは不正確であり誤解を招く	
34	保護の基準額、加算等の具体例が説明されているか。				1					1					1					1					1						1		冬季加算、母子加算、障害者加算等の説明あり	
35	最低生活費と収入の差額が支給されることが説明されているか。（図で分かりやすく説明されていれば◎）	1								1					1	就労収入など控除がある場合を分けて図で説明しているのは良い。				1					1						1			
	保護費が具体的にどのように支給されるか説明されているか。				1					1					1	2頁4に記載あり。				1					1						1			
36	医療扶助		1			7頁に記載あり。				1	ここだけは詳しいが「できるだけ市内の医療機関で受診」は誤りなので評価できない。				1	3頁6に記載あり。				1					1						1		「病院へのかかり方」として1頁をとって詳しく説明	
37	通院移送費				1	記載なし。				1					1					1					1						1		通院交通費支給制度についてきちんと説明している	
38	治療材料				1					1					1					1					1						1		眼鏡やコルセットに言及	
39	介護扶助				1					1					1					1					1						1			
40	一時扶助				1					1					1	アパートの契約更新料など臨時的に必要な費用が支給できる場合があることには言及しているのは良い。				1					1						1		被服費、通院交通費、家具什器費、結露費用、契約更新料等具体的に説明されていて素晴らしい	
41	その他				1					1					1	不正受給しおりの最後に海外渡航の場合の取り扱いについて記載はあるが、例外的記載はない。				1					1						1		海外渡航の事前相談するよう注意喚起している	
		3	9	24	5		1	5	34	1		1	12	22	6		0	13	20	6		2	11	18	9		7	14	15	5				

わたしの街の生活保護
「保護のしおり」チェックポイント

評価項目	三浦市				秦野市				伊勢原市				海老名市				座間市				綾瀬市			
	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×

◎	記載があり、分かりやすい
○	記載がある
△	記載がない
×	誤った記載または誤解を招く記載がある